

魚津市告示第87号

魚津市イメージキャラクター使用取扱要綱の一部改正について  
魚津市イメージキャラクター使用取扱要綱（平成23年魚津市告示第107号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

魚津市長 村椿 晃

様式第1号中「印」を削り、「第1号から同項第7号」を「各号」に改める。

様式第3号中「印」を削り、「第1号から同項第7号」を「各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。